

上海市高級人民法院
「著作権紛争委託調停作業の展開に関する意見
(試行)」の印刷配布に関する通知

2010年11月15日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

上海市高級人民法院「著作権紛争委託調停作業の展開に関する意見（試行）」の
印刷配布に関する通知

滬高法民三〔2010〕2号

第一、第二中級法院民事審判第五法廷、浦東、黄浦、楊浦、盧湾法院民事審判
第三法廷：

本市裁判所の上海著作権紛争調停センターへの著作権紛争調停委託作業を強
化・規範化し、本市裁判所の知的財産権紛争調停委託体制の構築及び改善を促
進するため、ここに「著作権紛争委託調停作業の展開に関する意見（試行）」を
印刷配布する。各位これを遵守執行されたい。

ここに通知する。

付属文書：「著作権紛争委託調停作業の展開に関する意見（試行）」

二〇一〇年十一月五日

著作権紛争委託調停作業の展開に関する意見（試行）

滬高法民三〔2010〕2号

著作権紛争の訴訟及び非訴訟との連動による矛盾、紛争の解決体制をより一
層健全化し、上海著作権紛争調停センターの著作権紛争調停サービスへの専門
的従事という役割を十分に發揮し、上海市における知的財産権の公共サービス
プラットフォームの構築を推進するため、ここに本市裁判所と上海著作権紛争
調停センターの著作権紛争委託調停業務の展開につき、以下の意見を形成する
に至った。

第一条（調停の原則）

人民法院は著作権紛争調停センターに著作権紛争に対する調停実施を委託す

るにあたり、自由意思、適法、かつ紛争の徹底的解消に益するという原則に従わなければならない。当事者の自らの民事上の権利及び訴訟上の権利の法に基づく処分を十分に保障し、調解中心の専門性、利便性、経済性、柔軟性及び効率の高い調停という優位性を存分に発揮させなければならない。

第二条（調停の範囲）

本市の各級人民法院に提訴された各種著作権紛争案件は、著作権紛争調停センターによる調停を委託又は招請することができる。

第三条（調停の段階）

人民法院は起訴状を受領した後、正式立件前（以下「提訴前」という）又は立件後から開廷、審理前（以下「審理前」という）又は開廷、審理後から裁判所の判決前（以下「判決前」という）に、双方の当事者の同意を得て、著作権紛争調停センターによる紛争調停を委託又は招請することができる。

第四条（調停の発動）

当事者が人民法院による著作権紛争調停センターへの調停委託に同意した場合、人民法院は委託書を発行し、かつ起訴状の副本及び訴訟関連の証拠資料の写しを著作権紛争調停センターに引き渡し、同中心に調停を行わせるものとする。

立件済の著作権紛争案件につき、人民法院は著作権紛争調停センターを招請し、調停に協力させることができる。

調停は人民法院で行うことができ、同様に著作権紛争調停センターの執務場所にて行うこともできる。

第五条（調停の期限）

著作権紛争調停センターは提訴前の調停を主宰する場合、一般に受託後 30 日以内に完了する。双方の当事者は調停期間の延長を申請することができる。調停の結果合意に達しない場合、調停を終了し、かつ調停終了事由を書面により人民法院に通知しなければならない。

著作権紛争調停センターは審理前又は判決前の調停を主宰する場合、受託後 30 日以内に完了しなければならない。規定期間内に調停できない場合、調停を終了し、かつ調停終了事由を書面により人民法院に通知しなければならない。

第六条（調停と訴訟の連携）

提訴前に調停を委託し、著作権紛争調停センターの主宰の下、当事者が調停

合意に達した場合、当事者による申請により、人民法院は予め立件し、そして調停又は提訴撤回の方式により案件を終了することができる。当事者が指定期間内で調停合意に達することができない場合、人民法院は法に基づき速やかに立件しなければならない。

審理前、判決前に調停を委託し、著作権紛争調停センターの主宰の下で、当事者が口頭により調停合意に達し、かつ実際に履行しており、裁判所が調停書を発行する必要がない場合、当事者は人民法院に提訴の撤回を申請することができる。著作権紛争調停センターによる調停主宰により書面による調停合意に達した場合、当事者は提訴の撤回を申請、司法確認を申請又は当事者の申請により、人民法院の審査を経た後に調停書を作成することができる。当事者が調停合意に達することができない場合、人民法院は速やかに裁判を行い、裁判文書において当該紛争の調停委託の状況を説明しなければならない。

著作権紛争調停センターの調停を招請し、双方の当事者が調停合意に達した場合、当事者の訴訟撤回、又は人民法院の審査を経た後の調停書作成を許可することができる。調停の結果合意に達しない場合、人民法院は速やかに審判を行わなければならない。

本意見は 2010 年 11 月 15 日から施行する。